

内閣官房令

○内閣官房令第一号

平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の施行に伴う関係内閣官房令の整備に関する内閣官房令を次のように定める。

内閣総理大臣 安倍 晋三

令和元年五月二十三日

平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の施行に伴う関係内閣官房令の整備に関する内閣官房令  
（寒冷地手当支給規則の一部改正）

第一条 寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（支給額が零となる職員）</p> <p><b>第四条</b> 法第二条第三項第三号の内閣総理大臣が定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>〔一〕十四 略〕</p> <p>十五 平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）第二十五条第一項の規定により派遣されている職員</p> <p>十六 本邦外にある職員（第五号に掲げる職員及び法第二条第一項の表の「扶養親族のある職員」に該当する職員を除く。）</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>（支給額が零となる職員）</p> <p><b>第四条</b> 法第二条第三項第三号の内閣総理大臣が定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>〔一〕十四 略〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>十五 本邦外にある職員（第五号に掲げる職員及び法第二条第一項の表の「扶養親族のある職員」に該当する職員を除く。）</p>

（人事記録の記載事項等に関する内閣官房令の一部改正）

第二条 人事記録の記載事項等に関する内閣官房令（昭和四十一年総理府令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（記載事項）</p> <p><b>第一条</b> 〔略〕</p> <p>〔2 略〕</p> <p>3 令第二条第一項第四号に規定する勤務の記録に関する事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 人事院規則八一―二（職員の任免）第五十三条各号（第四号を除く。）若しくは第五十四条各号に掲げる場合、人事院規則一一―八（職員の定年）第十一条各号に掲げる場合、人事院規則一一―一〇（職員の降給）第七条に掲げる場合、人事院規則一八―〇（職員の国際機関等への派遣）第六条に規定する場合、人事院規則一九―〇（職員の育児休業等）第十二条各</p>	<p>（記載事項）</p> <p><b>第一条</b> 〔略〕</p> <p>〔2 略〕</p> <p>3 令第二条第一項第四号に規定する勤務の記録に関する事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 人事院規則八一―二（職員の任免）第五十三条各号（第四号を除く。）若しくは第五十四条各号に掲げる場合、人事院規則一一―八（職員の定年）第十一条各号に掲げる場合、人事院規則一一―一〇（職員の降給）第七条に掲げる場合、人事院規則一八―〇（職員の国際機関等への派遣）第六条に規定する場合、人事院規則一九―〇（職員の育児休業等）第十二条各</p>